

(仮称)小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	(仮称)小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等
政策等の案の公表の日	令和4年9月15日(木)
意見提出期間	令和4年9月15日(木)から令和4年10月14日(金)まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布(市内公共施設、ホームページ、総務課窓口)

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数(意見提出者数)	10件(2人)
インターネット	2人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	2
C	今後の検討のために参考とするもの	3
D	その他(質問など)	5

〈具体的な内容〉

(1) 開示請求に係る手数料に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第89条第1項には「実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない」とあるが、手数料を無料として徴収せず、手数料でない写しの交付代を徴収できる根拠は何か。	D	法第89条第1項は、国の行政機関の規定であり、地方公共団体は、法第89条第2項が適用されます。当該規定では、条例で定める額の手数料を納めるとされていますが、手数料を無料と定めることもできます。また、国が示す法の解釈では、同項の規定により手数料とは別に、実費を徴収することも可能とされています。

(2) 行政機関等匿名加工情報制度に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	行政機関等匿名加工情報制度の導入に関して、どのような検討が行われて行政機関等匿名加工情報制度について行わないと決定したのか。	D	当該制度を実施するための仕組みや組織体制、業務量及び効果などを検討しました。 検討の結果、市町村（政令指定都市は除く。）においては、当分の間、実施は任意であることから、他団体の効果等を注視することとし、実施を見送ることとしました。

(3) 条例要配慮個人情報に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	性マイノリティ（LGBTQ）、性同一障害、DV被害者、生活保護受給者の情報を条例要配慮個人情報に定めるべき。	C	提案をいただいた情報の項目は、全行政機関において、その取扱いに十分注意が必要な情報であると理解しております。地域の特性に応じて条例に規定する条例要配慮個人情報において、今後の参考にさせていただきます。

(4) 個人情報ファイル簿に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	現行の個人情報取扱事務登録簿では、神奈川県に提出する書類へ記載する個人情報の範囲に、必要限度を超える取扱いの記載内容があったことから、県の個人情報登録事務簿に合わせた内容とするべきである。	C	本市は、個人情報取扱事務登録簿を廃止して、個人情報ファイル簿を作成することとします。作成に当たっては、国が示すガイドラインに基づき記載等に十分注意して進めるとともに、神奈川県や他団体の記載方法等も注視していきます。
2	現行の個人情報取扱事務登録簿を閲覧して得られることができる情報はすべて個人情報ファイル簿で公表されるのか。	D	個人情報ファイル簿の記載項目の分類により、記述内容が多少異なる部分もありますが、現行の個人情報取扱事務登録簿記載の個人情報と同等の内容が記載され、利用の実態を的確に認識することができるものとなっています。

(5) 訂正請求又は利用停止請求に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	個人情報の訂正請求には速やかに応じてほしい。	B	法は、訂正請求に対する措置について、訂正請求があった日から 30 日以内にしなければならないと規定しており、本市においても、その期間内で当該措置をすることとします。
2	法第 91 条第 1 項第 2 号等で開示を受けた日を記載することが法に定められており、開示決定を受けたものに限定しないことを条例で定めることはできないのではないか。	D	法第 108 条の規定により、訂正請求又は利用停止請求の手續に支障が生じない限り、条例で必要な規定を定めることが可能であって、各請求手續において、開示請求を受けたものに限定しないと条例で規定することは、可能と解釈されております。

(6) 個人情報取扱の監査に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	個人情報の取扱いには、細心の注意を払い取扱い監査を	B	本市では、個人情報の取扱いに関して、年に一度、全庁的な監査を実施してお

	定期的に行ってほしい。	り、今後も継続していきます。 なお、法の適用により、地方公共団体における個人情報の取扱いに関して、国の個人情報保護委員会が、関係資料の提出要求及び実地調査、指導及び助言並びに勧告することができるようになります。
--	-------------	--

(7) 関係条例の改正に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	小田原市重度障害者医療費助成条例第 11 条を廃止した場合、対象者の所得の状況について、当該対象者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは当該職員に質問させることは行わなくなるのか。 また、対象者の所得に関する情報を小田原市個人情報保護条例第 8 条第 1 項に規定する取扱目的以外の目的のために利用することはしないのか。	D	本人の所得状況等については、本人の同意に基づき、確認し、利用することになります。

(8) その他個人情報の取扱いに関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	個人情報の取扱いに関して、住民票閲覧禁止のように、この情報は提供しない等の利用停止をあらかじめ掛けられるようにしてほしい。	C	特定の方の個人情報の取扱いに関して、あらかじめ提供制限を掛けられるようにすることは今のところ考えておりません。 今後の参考とさせていただきます。

4 その他政策案等と関係ない提出意見

- ・市に提出する申請書等の取扱い、個人情報に係る郵便物の取扱い及び附属機関委員の市民公募に関する意見がありました。